

会議の名称	平成26年度第2回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成26年8月4日(月)午後6時30分～8時10分		
開催場所	東村山市役所 北庁舎2階 第3会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 臼井雅子会長・田村初恵委員・嶋田節男委員・杉本みさ子委員・羽生田孝雄委員・水越久吉委員 (市事務局) 當間総務部長・清遠総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者： 水戸部瑞江委員</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総務部長挨拶 2. 会長へ諮問書授受 3. 諮問審議 <ul style="list-style-type: none"> ・諮問第6号「眼科検診業務委託」(健康課) 4. 報告 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回審議会に出された意見に対する回答 5. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都国民健康保険団体連合会との介護給付費等支払事務の委託契約において、再委託の承諾の報告 ・不要となった電磁的記録媒体の廃棄方法について 		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 総務部長挨拶 本日はお忙しいなか、また暑いなか会議にご出席いただきありがとうございます。個人情報につきましては最近大量流失等の報道がされています。管理に関する事故がそのように報道されているなか、原因をみますと人為的な部分がかかなり大きなウエイトを占めているのではないかと考えています。当市においては、個人情報の保護と外部提供・目的外利用の関係など、委員の皆様のご審議に頼るところが大きいものとなっております。今後とも当市の個人情報保護につきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>(2) 諮問書授受 総務部長から臼井会長へ諮問書を手渡す。</p> <p>(3) 諮問審議</p>			

○ 諮問第6号「眼科検診業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び健康課の回答

- 諮問書1ページの委託内容(8)で「指定医療機関は、精密検査を実施する医療機関へ指定様式を受診者に送付または持参させ、精密検査の実施を依頼する」との文言があるが、そのなかの指定様式とは、別紙7の眼科検診精密検査依頼状のことか。また「受診者に送付または持参させ」とは、受診者が精密検査依頼状を精密検査を実施する医療機関に送付するという意味なのか。
 - 指定医療機関が受診者に精密検査依頼状(別紙7)を手渡し、精密検査を実施する医療機関に持参していただくという意味である。
- 送付とは、郵送でもよいという意味なのか。
 - 医師の判断で、受診者に手渡すのではなく精密検査実施機関へ郵送する場合もある。
- 精密検査依頼状(別紙7)を指定医療機関の医師から精密検査を実施する医療機関に送付する場合と、受診者に手渡し直接持参していただく場合があるということか。
 - その通り。
- 今の諮問書と仕様書(19ページ)の文言ではそう読み取りにくい。「指定医療機関は、精密検査依頼状(別紙7)を精密検査を実施する医療機関へ送付又は受診者に手渡し精密検査を実施する医療機関に持参させ、精密検査の実施を依頼する。」と記載した方がわかりやすい。
 - 承知した。
- 一次検診の結果は受診時にでるのか。
 - 受診時にでる。
- 「個人情報の取扱いに関する特約条項」第12条第2項で、「乙は、取得個人情報が記録されたすべての文書等を取得個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。」と記載されているが、判別できないようにするというのは乙がシュレッダーにかけて廃棄するのか。また、受託業務終了後に速やかに廃棄するのであれば、諮問書に「眼科検診受診票を各指定医療機関で5年間保存」とあることと整合性がとれていないのではないか。
 - 第12条第1項で「乙は受託業務終了後、甲から指示のあった期間中、取得個人情報が記録されたすべての文書等を適切に保管するものとする。」と定めているので、これに基づき指定医療機関で5年間保存する。5年経過後にシュレッダーにかけるのか違う方法にするかは不明だが、個人情報を判別できない状態にしてから廃棄してもらう。
- 先ほど市は廃棄書類を秋水園で焼却処分すると説明があったが、今は個人情報書類をそのまま焼却場に持って行って焼却処分している市はほとんどないのではないか。個人情報などの機密書類はダンボール箱につめて封をして廃棄業者に渡し、廃棄業者が箱を未開封のまま溶解処理して紙のリサイクルを行うというのが主流と思う。市内の事業者もこういう廃棄業者をお願いしているところが多い。焼却ではCO₂が出ることもある。行政としては箱を未開封のまま溶解処理して紙のリサイクルをするという廃棄方法がベストではないかと思う。それから、特約条項第12条の第2項は受託者自身に個人情報を廃棄させる規定で、第3項は市に全部返還させる規定になっている。市に全部返還させるルールに一本化してはどうか。
 - 個人情報書類の処分方法については受託者(東村山市医師会)と相談し、適切な方法を定めていく。

- 契約書の乙は東村山市医師会を指すのか、それとも指定医療機関の医師個人を指すのか。
- 東村山市医師会を指す。
- 1月31日までの契約履行期間が終了して履行確認も済んだら、各指定医療機関から個人情報書類を回収して東村山医師会を通じて市に返還させるという予定なのか。眼科検診受診票には本人用・医療機関用・市提出用と3つあるが医療機関控も市に返却させるのか。
- (情報公開係長) 先ほどの健康課の説明では、指定医療機関で眼科検診の受診があると3枚複写の眼科検診受診票のうち1枚を指定医療機関で5年間保管する。1枚は受診者本人の控えになる。もう1枚は指定医療機関から東村山市医師会を通して市へ送られるので、医師会では保管しないとの話である。
- 東村山市医師会ではなく各指定医療機関に残るのは、眼科検診受診票（医療機関控）でよいか。また、精密検査を実施した場合に眼科検診精密検査結果通知書（別紙3）が医療機関から東村山市医師会に送付され、その後市に提出されるが、精密検査の診断内容はカルテの記載といった形で医療機関に5年間保管されるのか。
- その通り。
- 「個人情報の取扱いに関する特約条項」は、東村山市医師会とではなく個々の指定医療機関の医師と交わすのが本来あるべき姿だと思う。もし、契約を交わすことが難しいのであれば、「乙から指定医療機関の医師（丙）に対して、個人情報保護についてこのような指導をする」というように特約条項を書き換えないと契約条項として不能になってしまうのではないか。
- 各指定医療機関の医師は、保存年限5年が経過した後に眼科検診受診票（医療機関控）を市に返却するのか。
- 返却することはない。受診者の多くは翌年も眼科検診の受診を希望されるので、受診票がそのままカルテの一部として保存される場合が多い。したがって5年保存以降は、診療記録（カルテ）の一部として医師の取り扱いにお任せするしかないと考えている。医師には、刑法第134条第1項に定める守秘義務のほか、医師会が定める個人情報保護規程の縛りもかかっている。
- この事業で個人情報がどこに保管されるのか、いつどのように廃棄されるのかということをごきちんと市の担当者レベルで把握しておいてほしい。
- 承知した。
- 検診期間は3カ月とのことだが、眼科検診は毎年行っていく予定なのか。
- 毎年行っていく。
- 40歳以上の対象者は何人なのか。
- 年間500人。今回の眼科検診は初めての実施で、どのくらいの方が受けに来られるのかわからないので各市の情報から推測し500人とした。
- 市に申込みをしてもらい申込書を渡すのか。
- 申込期間中にハガキ、ホームページもしくは窓口で申請していただいた後で、必要な書類をお渡しする。
- 精密検査が必要な場合は指定医療機関で受診できるのか。それとも他の医療機関で受診するのか。
- 一次検査を受けた医療機関で精密検査を受けられることもあるが、より高度な検査診療が必要な場合は多摩北部医療センターの協力をいただけることになっている。
- 19ページの「10 検査結果」の（4）で、「指定医療機関は精密検査の結果の市への報告等、個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行

う」とあるが、どのような説明をするのか。

- 精密検査を行う多摩北部医療センターに紹介状を書くときは、センターへ受診者の個人情報伝えることになること、また、精密検査の結果を市へ報告することを受診者に説明していただく。
- 市が眼科検診受診票を受診者に渡す際に、個人情報の取扱いについて説明はあるのか。
- 市から受診者に事前にお渡しする書類には、眼科検診受診票と「ご案内」がある。受診票の一番下に「検診結果については今後の保健指導に役立てるものとし、目的外使用はいたしません。」という文言が入っている。
- 今の「検診については今後の保健指導に役立てるものとし、目的外使用はいたしません。」の文言だと、受診者本人が書く太枠内の個人情報（氏名・住所・電話番号・性別・生年月日、自覚症状、治療中の病気、家族の病気）の部分は検診結果ではないので、目的外使用はしないという対象に含まれないととられるおそれがある。「記入いただいた個人情報及び検診結果は」と変えた方がよい。また、受診票の1枚は市役所に戻って保管されるということも、説明した方がよい。
- 承知した。
- 「記入いただいた個人情報及び検診結果（本受診票の市提出用）は、保健指導のために市でお預かりし厳重に保管します。目的外使用はいたしません。」というような文言を「ご案内」に追記してはどうか。
- 承知した。
- 12ページの「眼科検診精密検査依頼状」は一次検診を実施する医療機関が精密検査を実施する医療機関に出すもので、精密検査後は「眼科検診精密結果報告書」が、精密検査医療機関から一次検診医療機関へ送られるのか。
- その通り。
- 8ページに「眼科検診精密検査結果通知書」があるが、12ページの「眼科検診精密結果報告書」と書式がほぼ同じである。同じような書類を2枚作ると転記ミスなど個人情報記録の誤りが発生するおそれがある。1枚に統合できればより良いと思う。
- 12ページの精密検査依頼状と結果報告書は、多摩北部医療センターへ精密検査を依頼するための書式がほしいと東村山市医師会から要求があったので作成したものである。医師会に伺ったところ、多摩北部医療センターでの精密検査件数はおそらく少ないと予測される。書類を一つに統合するかどうか検討する。
- 精密検査の費用は、受診者の負担があるのか。
- 精密検査は通常の保険診療の扱いになるので自己負担もある。
- 今回の眼科検診は法令による検診なのか。
- 東村山市独自の検診になる。
- 施設等入所者を検診対象外としている理由は何か。
- 往診はできないため検診を受診することが困難なので、対象外としている。
- 医療機関で5年保存される眼科検診受診票は、病院が普段使う書式ではないのでおそらく医師にとっては保存するのに余分な書類になるのではないか。普段使っている書類は保管や廃棄方法を既に定めているだろうが、市からの委託で新たに増える書類については、自分たちの書類ではないという意識で管理が甘くなってしまうのが怖い。東村山市医師会のホームページや個人情報保護規程を見たところ、個人情報の廃棄に関する記述がなかったため、医師会に個人情報書類の廃棄に関するルールもしくはガイドラインは決まっているのか確認してもらいたい。廃棄のガイドラインがないのであれば作っていただきたい。

- 受診票をカルテに挟んでカルテの一部として保管する病院もあると思うが、保管方法は医療機関によって差異があると思う。眼科検診以外も市から医師会に委託した事業に関して、各医療機関で保管している書類はいろいろあるだろうが、医療機関では受診票をどのように保管する予定なのか、5年保管後にどのように廃棄するのかも確認してほしい。

→ 承知した。

- 先ほども意見したが、特約条項第12条の第2項は受託者自身に個人情報廃棄させる規定で、第3項は市に全部返還させる規定になっている。市から受託者に文書で渡したものについては、市に全部返還させるルールに一本化してはどうか。今回の受診票なら5年保管後に各医療機関から市へ回収するやり方である。

- 業務の合理化という面からは難しいところがある。

- そうすると医師会や各医療機関の個人情報保護体制をいかにも信用していないととられるおそれがあり、問題があると思う。

(情報公開係長) 眼科検診受診票を各医療機関で一般的にどう保管するかは、今はお答えできる情報をもっていないので健康課も回答できない。市でお願いしている検診は他にもたくさんある。医師会を通じて一般的な保管方法と廃棄方法を確認し、次回の審議会で回答する。

また、医師が受診票をカルテに綴じてカルテの一部として保管しているのであれば、カルテと同じ保管・廃棄方法でよいと思う。別扱いで保管しているときに、それなら受診票は5年後に市に返却してくださいというルールにすると、忙しいなか市からの依頼で検診をしているのに、通常とは違う管理をしなければならぬ書類が増えて、業務に支障が出るという苦情があるかもしれない。どのような保管・廃棄方法が最適なのかは、医師会を通じて聞いたうえで検討したい。

- 今回の業務委託では受診票が各指定医療機関に残るので、契約書や特約条項には医師会ではなく、実際に個人情報を取扱う各指定医療機関と取り交わす方がよいと思う。契約方法を工夫できないか。

- 特約条項の甲と乙を、市と医師会ではなく医師会と指定医療機関に書き直して、仕様書の一部として医師会から指定医療機関の医師へコピーを配ってもらうのはどうか。

(情報公開係長) 特約条項は、契約書の一部として個人情報を取り扱う委託契約の際に付けているものである。今回の委託契約の受託者はあくまで東村山市医師会なので、もし個々の医療機関に特約条項を順守するようお願いするとしたら、医師会から各医療機関へ「医師会と市はこのような契約を結んで、個人情報の取扱いではこの特約条項を守らなければならないことになっている。だから各指定医療機関もこれを順守してください」と契約書のコピーとして配って順守を呼び掛けることはおかしくない。だが、医療機関も契約相手方であり特約条項はその契約仕様書の一部ですという扱いで配るのは違うと感じる。

- 了解した。実際には契約対象としたいのは個々の医療機関だが、形式的には東村山市医師会と契約せざるをえないことが以前にもあったと記憶している。

→ これまでの他の検診も予防接種も各医療機関ではなく東村山市医師会と契約を結んでいる。

- 東村山市医師会と各医療機関との間には、例えば今回の眼科検診を始めるにあたって契約書のようなものは交わされるのか。

→ 書類の取り交わしはないと思うが、確認しないとわからない。

- もし、東村山市医師会と各医療機関の間で書面で契約を交わしているのであれば

ば、そのなかに個人情報取扱に関する規定を含めてもらえると良い。

- 市から東村山市医師会や各医療機関に対して、個人情報保護に関する研修・説明等を行うことはあるのか。
- していない。医師は法律で守秘義務の縛りがあるため、個人情報の取扱いについてはきちんと理解されていると考えている。
- 各医療機関に電子データの形で個人情報が残ることはないのか。
- 残らない。

(4) 報告

・平成26年度第2回審議会が出された意見に対する所管課からの回答（総務課）

(情報公関係主事) 前回の審議会でもいただいたご意見に対する各所管課の回答を報告する。

○ 諮問第1号 先天性風しん症候群対策事業業務委託（子育て支援課）

- 医師会や各医療機関で保管される書類及びやり取りされる書類について、適正に管理されるようきちんと市でチェックをかけてもらいたい。
- 医師会・医療機関における適切な個人情報の取扱いについては、平成26年度第2回医師会・市健康課定例会について、再度確認いただくようお願いした。
- 予防接種の重要性を広く市民の方々に周知するにあたって、子育て関連施設だけではなく、図書館など成人市民が出入りする施設、本事業の周知ポスターを掲載してはどうか。
- 先天性風しん症候群対策事業周知については、保育園・幼稚園・児童館・子育て総合支援センター等子育てひろばの他、各実施医療機関・図書館・公民館・ふるさと歴史館・地域サービス窓口・庁舎内にポスターを設置した。
- 自費で接種を受けたいと思ったときに市内すべての医療機関で接種が受けられるわけではないので、自己負担での接種はどこで受けられるかを市ホームページにのせてもらおうと便利だと思う。検討してほしい。
- 先天性風しん症候群対策事業の実施医療機関周知については、ホームページにて周知した。また、全額自費で受ける際の医療機関については、ホームページで周知した同医療機関を案内する。

○ 諮問第2号 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業に係る個人情報の収集・目的外利用・外部提供 (東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部)

- LGWAN 経由で個人情報ファイルをメール送信する際に、パスワードの使い回しはしないようにしてもらいたい。また、同じ自治体とやり取りする場合でも、可能な限り異なったパスワードを使ってもらいたい。
- そのように取り扱っている。
- 今回のような各部門寄り集まった事業形態だと、その事業が終わったら解散で経験がなかなか引継がれない。今回の事業でどんな危ない点、失敗点があったかヒヤリハット事例を記録として残して欲しい。また各部門集まった事業を行う際は、運用方法や注意点などを経営資産として引き継げるよう検討してほしい。

- 実施にあたり決定事項を文書で保管するほか、定例的な報告会議の実施及び報告書を作成している。また「伝言ノート」を作成し、実施にあたっての細かな事項について情報共有・記録を行っている。
- 最近の福祉の分野は非常に細分化され縦割りになっているので、専門外の職員にはわからないことが多い。そういうなかで福祉の手当受給者等のデータをやりとりしたり、市民からの問い合わせに答えるには、専門の職員が対応するように体制を組むことが一番安全だと思うので、本部はそのあたりをきちんと統制してもらいたい。
- 事業の実施にあたり、委託業者と児童分野を含めた各福祉分野担当者で複数回の打ち合わせを持ち「想定される質問や対応をまとめた表」を作成した。
- 虐待やDVケースへの対応に十分注意をしてもらいたい。万が一虐待している親に保護児童が入っている施設の所在が判明したりしては大変なので、気をつけて取り組んでももらいたい。
- 虐待等対応については、システムからの一括発送を行わないほか、職員が個別に各施設に赴き制度説明を行うなど、通常の申請行程と分けて実施している。

○ 諮問第3号 臨時福祉給付金等管理支援システム導入及び印刷等作業委託
(東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部)

- 受託者がデータの入った媒体を運搬する際に、途中でほかの場所に立ち寄りたりしないでまっすぐ社内へ向かうよう改めて注意してほしい。
- そのように指示し、適切に実施していただいた。
- 印刷ミスの紙やテスト印刷した紙が必ず出るが、こういった個人情報記載された紙の処分方法はどうか。また、事業終了後の個人情報書類の返還だが、受託者側でシュレッダーにかける、市にすべて返却するのいずれかを受託者に選択させるのではなく、市からどちらにするかを指示するのが望ましいので、事業終了後の個人情報書類の取り扱いについて仕様書に明記し、次回提出すること。
- 市にすべて返却するよう仕様書に明記し、そのように対応いただいた。
- コールセンターの委託では固定した従事者で行うと書いてあるので、こちらもなるべく固定した従事者で行ってもらいたい。
- 可能な範囲で固定従業者に行ってもらおうよう依頼した。
- システムの稼働確認テストの際は、あらかじめテストデータを用意しておき、そのテストデータで最終画面までパスが通ることを確認してから、最終確認で本番データを使うという市のルールを作った方がよいと思うので、情報政策課と相談してもらいたい。
- システム開発元においてダミーデータで最終画面まで稼働することを確認後、市が保有するデータでの確認を行う流れとした。
- 受託者に渡したデータが最終的に消去されたかどうかの確認について、特約条項第12条第3項では消去完了の報告書提出を求められることができると記載されているが、「提出書を求める」と仕様書に明記してはどうか。契約書の記載が細かい場合は、仕様書の方で明確に縛ってもらいたい。
- 特約条項を「提出しなければならない」に修正した。

○ 諮問第4号 東村山市臨時福祉給付金事業等支援業務委託
(東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部)

- 受託者のコールセンター従事者がDV加害者や被虐待児童の親を見分けることは非常に難しい。相手は巧妙に個人情報聞き出そうとし、こちらのちょっとした言葉に付け込んでくる。うっかり口にした情報によって重大な事態となりかねないので、従事者にはしっかり注意喚起してほしい。本部の市職員の適切な対応をお願いします。
- 従事者には適切な研修を実施するほか、コールセンターで回答できる案件に制限を設け（「住所、氏名、生年月日」のすべてを正しく回答いただけた場合に、申請書が提出済みか否かのみ回答する。記載事項については回答しない。）、個人情報漏洩に対して防止策をとっている。
- 電話というのは上手く情報を聞き出されてしまう可能性がある。2日間の従事者の研修で何を周知徹底するかが大事だと思う。事前に受け答えの練習をすることも大切ではないか。
- 研修実施後、本番までに1日余剰期間をもうけており、その日に様々な想定対応を行った。
- 受託者は従事者から個人情報保護に関する宣誓書をとるとのことだが、そのコピーを市に提出してもらってはどうか。
- 提出していただいた。
- 受託者は就業終了時に従事者にアンケートをとるとあるが、今後の業務の参考にするために、東村山市にもこのアンケート結果をもらえるとよいと思う。ノウハウがあるので渡せないと思われ受託者は考えるかもしれないが、頼んでみてはどうか。
- 依頼し、問題ない範囲で提供いただけるとの回答をいただいている。

○ 諮問第5号 社会福祉法人指導検査支援業務委託（地域福祉推進課）

- 入札に参加する事業者が検査対象の法人と関わりがないか、契約前にきっちりと確認を取った方がよい。
- 契約を取り交わすにあたっては、指導検査の対象である別表の12法人のいずれとも委託契約等の関わりを持っておらず、また本件委託契約の期間中に12法人のいずれかと委託契約等の関わりを新たに持たないこと、という文言を仕様書に追加した。
- 市の担当者自身が検査を毎年行う中で、気付いた検査ポイントをデータ化して積み上げていくなど、担当者が変わっても引き継がれる実のあるものを残して欲しい。
- データを保管し引き継いでいく。
- 財務諸表を読める人間が委託する市の側にいなければ、受託者から言われたことを鵜呑みにするだけになってしまうので、市の側からも問題意識を持って取り組んでいく必要がある。
- 検査事務等支援員として簿記2級の資格を持った嘱託職員を雇用している。また、検査員となる職員は東京都等による研修に参加し、会計に関する知識の習得に努めている。
- 受託者にメールでデータを送るのは仕方ないが、パスワードはできるだけ変更して使いまわしのしないようにすること。また、契約終了後の個人情報の廃棄完了については受託者から書面で完了の連絡をもらった方がよい。もしくはすべて市に返却してもらう方法もあるので、いずれの方法にするかは受託者に任せるのではなく、市が指定することが必要である。
- 受託者と打ち合わせた結果、相談時は東村山市役所に来庁していただき、そこ

で紙ベースでの資料をご覧いただき、助言等のご支援をいただく予定である。紙ベースでの書類については、全て返却していただくよう徹底する。また、メールでデータを送ることもあるかと思うが、その際にはパスワードの固定化を避ける他、廃棄完了についても書面で連絡をいただくよう徹底する。

(5) その他

ア、東京都国民健康保険団体連合会との介護給付費等支払事務の委託契約において、再委託の承諾の報告

(情報公関係長) 障害者の手帳をお持ちの方や介護認定を受けた高齢者の方は、民間業者が行っているヘルパーやデイサービス等の福祉サービスを利用できるが、そのサービスに係る費用は自己負担分を除くと市が負担することになっている。その際に、福祉や介護サービスの事業者が直接市に費用を請求してくるのではなく、東京都国民健康保険団体連合会という法人が市との間に入り、支払い事務を行っている。

この支払い事務は全国共通で行っているものだが、東京都国民健康保険団体連合会から「個人情報を取り扱う業務の一部を新たに再委託したい」との話があった。再委託については審議会への諮問事項ではないが、全国的にこの動きがあるので報告をさせていただく。

再委託の経緯だが、平成22年度に各都道府県にある国保連合会の統括団体である国民健康保険中央会で「国保連合会の将来構想の検討会」という会議が開かれ、10月に将来構想の中間報告が出された。そのなかで、今後のシステム整備の在り方として、平成25年度にシステム機器が更新されるのに合わせて、介護保険と障害者介護給付の両システムに共通するシステムや機器を一拠点に集約し、各国保連合会が共同で機器の運用をすることが検討されている。また、全国一拠点化すると機器の台数や経費を削減できるので、国の主導で進めていくとしている。この中間報告で示された方針を具体化するために、国保中央会が各都道府県の国保連合会と合意形成を図り計画が進んできた。

平成24年度に東京都国保連合会から各市町村に連絡がきて、「国保連合会が使用している介護保険のシステム・障害者の給付のシステムについて、ハードウェアとソフトウェアのサポート期限が切れるので、平成26年5月に機器更新を予定している。それに合わせて両システムに共通する機器や機能を、各都道府県の国保連合会から共同運用センター（国保中央会が設置する。全国で一か所。）に集約したい。集約化のために必要なシステムの構築、このシステムの運用・サポート等の業務を国保中央会と富士通株式会社に再委託したい。」との話だった。このことにより経費が削減できる、全国レベルでの福祉行政の統計が取れることをメリットと考えているとのことだった。

平成26年4月に国保連合会から市に、再委託に関する協議書が提出された。協議書の「3 再委託先」①、②に書かれた「社団法人国民健康保険中央会」「富士通株式会社」が、平成26年4月から追加された再委託先である。全国規模で動いている話なので、市は再委託を承諾し承諾書を出している。東京都国保連合会と富士通株式会社、国保中央会は、一拠点集約化に関わるシステム構築と構築後のシステムの運用・サポート業務委託に関して、三社契約を締結したと聞いている。東京都国保連合会と国保中央会の間、東京都国保連合会と富士通株式会社の間でもそれぞれ秘密保持契約を結んだとのこと、秘密保持契約書の案は市町村担当者説明会で配付されている。

共同運用センターに集約される機能だが、介護保険システムの方では、請求支払確定後に実施する大量のデータを扱う必要がある機能を、共同運用センターに設置されるサーバーで行うとのことで、過去情報の管理機能と統計適正化機能（事業者から出された介護報酬の請求に不正請求等がないかチェックするための機能）を集約する。障害者の総合支援システムについては、一連の業務のすべてを共同運営センターのサーバーで行う。

共同運用センターにある個人情報を含むデータへのアクセスは、国保連合会が業務の処理で使用する場合に限られるとのことである。共同運用センターには各都道府県のデータが全て集まるが、それぞれ自分の県のデータしか国保連合会は見られないようにロックがかかっている。また、共同運用センターには富士通株式会社のオペレーターがいるが、データ及びアプリケーションの操作範囲を制限してオペレーターは個人情報を見ることができないようにする。個人情報を見ることができるのは各国保連合会のみ体制を構築するとのこと。共同運用センターの場所だが、市町村向けの説明会で、文書で残すのはセキュリティ上危険なので口頭で「何県何市になります」と説明があった。

- 市から見るとインターフェースは変わらないまま、国保連合会のデータベースの仕組みが変わる。個人情報保護の観点には「データの正確性の保持」もある。受託者の国保連合会側でシステム更新していくなかで、すべてのデータが正しく移行されたかどうかを自治体側で検証するのは非常に大変だと思う。結局、信頼するしかないということになるが、市民への安全性の保証は市がやらねばならない。ベネッセの個人情報漏洩問題でも感じるが、どんどん外部委託や再委託が進むなかで、どうやって委託先におけるデータの安全性、正確性を検証していくか。当事者同士ではなく第三者機関に検証してもらうのも選択肢の一つかと思う。これは1つの市だけで取り組むのではなく、北多摩5市や都道府県レベルで取り組む必要がある難しい課題だと思う。
 - 業務が一拠点化されることにより、ブラックボックスのようになってしまうのが不安に感じる。
 - 地震等の災害が発生した場合に、データが集約されていることでかえって危険になる場合もある。データベースのバックアップやシステム復旧体制をしっかりとしてもらいたい。
- 災害等があつてデータを損出してしまう可能性については、システムが一拠点化されたことで、共同運用センターは強固な防災対策をとれるので、各都道府県に一つ一つ置かれていたときよりもむしろ安全性は高いとの説明があった。

イ、ベネッセと市の契約の有無について

(情報公関係長) 個人情報漏洩事件があつたので、市とベネッセの間で委託契約等を結んでいるか契約課に確認したところ、5年間遡って契約はなかった。

ウ、不要となった電磁的記録媒体の廃棄方法について

(情報公関係長) 最近の諮問案件では、USBメモリーを使用して受託者とデータのやり取りをするものが多い。以前に「各課で使用しているUSBメモリーが壊れた等で廃棄するとき、廃棄方法はどのようなルールになっているか」とご質問があり、各課の課長の責任で廃棄しているとご説明したところ、廃棄するときの注意点を市としてまとめること、また、廃棄方法をルール化してほしい、とのご

意見をいただいていた。

このことについて情報政策課と協議していたが、平成26年7月から、各課で不要となったUSBメモリー含めCD、FD等の電磁的記録媒体を情報政策課で回収し、一括して廃棄することになった。もともと情報政策課は、多くの電磁的記録媒体を使用するので専門の破砕業者と廃棄処理の契約を結んでいる。今後は1年に1回、他課の分もまとめて破砕業者に渡して処理をお願いする。破砕時には以前から情報政策職員が立ち会い、廃棄処理を見届けているそうである。

先月（7月）に1回目の回収があり、FDは500枚近く、CDが33枚、MD等が、20枚程回収された。今後も年1回、情報政策課で回収し破砕業者での一括廃棄処理を継続する予定である。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。